

○厚生労働省令第十六号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、生活困窮者自立支援法施行規則を次のように定める。

平成二十七年二月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

生活困窮者自立支援法施行規則

（法第二条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項）

第一条 生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第二条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、生活困窮者の生活に対する意向、当該生活困窮者の生活全般の解決すべき課題、提供される生活困窮者に対する支援の目標及びその達成時期、生活困窮者に対する支援の種類及び内容並びに支援を提  
供する上での留意事項とする。

（法第二条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助）

第二条 法第二条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による生活困窮者に

係る状況把握、同号に規定する計画（以下「自立支援計画」という。）の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び当該生活困窮者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該生活困窮者に係る自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるために必要な援助とする。

（法第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由）

第三条 法第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合とする。

（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第四条 法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれにも該当する者であつて、かつ、生活困窮者就労準備支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）において六十五歳未満の者であること。

イ 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合

算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を十二で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和三十八年四月一日厚生省告示第百五十八号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。

ロ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額以下であること。

二 前号に該当する者に準ずる者として都道府県等（法第三条第三項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）が当該事業による支援が必要と認める者であること。

（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第五条 法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年を超えない期間とする。

（法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者）

第六条 法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれにも該当する者であること。

イ 生活困窮者一時生活支援事業の利用を申請した日（以下この号において「申請日」という。）の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ロ 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。

二 生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。

（法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第七条 法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、三月を超えない期間とする。ただし、都

道府県等が必要と認める場合にあつては、六月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

(法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第八条 法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする。

(法第四条第二項に規定する厚生労働省令で定める者)

第九条 法第四条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であつて、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認めるものとする。

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)

第十条 法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条及び次条において「申請日」という。）において、六十五歳未満の者であつて、かつ、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年を経過していないものであること。

二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。

三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。

四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。

五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。

（生活困窮者住居確保給付金の額等）

第十一条 生活困窮者住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額は、生活困窮者が賃借する住宅の一月

当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）とする。ただし、申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下この条において「世帯収入額」という。）が基準額を超える場合には、基準額と当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）とする。

2 前項ただし書の規定により算定した額に百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

（生活困窮者住居確保給付金の支給期間）

第十二条 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は、三月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第十条各号（第一号を除く。）のいずれにも該当する場合であつて、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、三月ごとに九月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

2 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上

の労働契約により就職した場合であつて、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額を超えたときは、前項の規定に関わらず、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

（生活困窮者住居確保給付金の支給手続）

第十三条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書

（様式第一号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等に提出しなければならない。  
い。

（生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対する就労支援）

第十四条 都道府県等は生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者に対し、当該生活困窮者の就職を促進するために必要な支援（以下この条及び次条において「就労支援」という。）を行うものとする。

2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業において就労支援を受けることその他当該生活困窮者の就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

（生活困窮者住居確保給付金の不支給）

第十五条 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。

(再支給の制限)

第十六条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

(代理受領等)

第十七条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下この条において「受給者」という。）が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(調整)

第十八条 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）

第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を受けることができる者に対しては、これを受けることがで

きる期間は、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

2 この省令の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、法令又は条例の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合には、当該支給事由によつては、生活困窮者住居確保給付金は支給しない。

（法第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第十九条 法第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等（以下「就労等の支援」という。）とする。

（生活困窮者就労訓練事業の認定の手續）

第二十条 法第十条第一項の規定による認定を受けようとする者は、生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第二号）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、当該生活困窮者就労訓練事業の経営地の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））において、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。）に提出しなければ

ならない。

(法第十条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準)

第二十一条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 生活困窮者就労訓練事業を行う者 次のいずれにも該当する者であること。

イ 法人格を有すること。

ロ 生活困窮者就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

ハ 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあつせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

ニ 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

ホ 次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2) 法第十条第三項の規定により同条第一項の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して五

年を経過しない者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (4) 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第五条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第十七条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (7) 破産者で復権を得ない者

(8) 役員のうち(1)から(7)までのいずれかに該当する者がある者

(9) (1)から(8)までに掲げる者のほか、その行った生活困窮者就労訓練事業（過去五年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により

生活困窮者就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

二 就労等の支援 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

イ ロに掲げる生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

ロ 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

(1) 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

(2) 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助

言を行うこと。

- (3) 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者と連絡調整を行うこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。

三 安全衛生 生活困窮者就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に準ずる取扱いをすること。

四 災害補償 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第九条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

（認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更の届出）

第二十二條 法第十条第三項の認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業に関し、第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項について変更があった場合には速やかに変更のあった事項及び年月日を、第二号に掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を管轄都道府

県知事等に届け出なければならない。

- 一 認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名
- 二 認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名
- 三 認定生活困窮者就労訓練事業の利用定員の数
- 四 認定生活困窮者就労訓練事業の内容
- 五 前条第二号イの責任者の氏名

(認定生活困窮者就労訓練事業の廃止届)

第二十三条 認定生活困窮者就労訓練事業を行う者は、認定生活困窮者就労訓練事業を行わなくなったときは、その旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならない。

(法第十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める方法)

第二十四条 法第十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、書面の提出による提供とする。

(身分を示す証明書の様式)

第二十五条 法第十五条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、様式第三号のとおりと

する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二十条並びに附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

### (施行前の準備等)

第二条 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、この省令の施行日（以下「施行日」という。）前においても、生活困窮者就労訓練事業を行おうとする者の申請に基づき、法第十条第一項の基準（以下「認定基準」という。）に相当する基準に適合していることにつき、同項の認定に相当する認定（以下「相当認定」という。）をすることができる。

第三条 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が相当認定をしたときは、当該相当認定は、法の施行日までの間に当該相当認定を受けた生活困窮者就労訓練事業が認定基準に相当する基準に該当しなくなつたときを除き、施行日以後は、当該都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行つた法第十条第

一項の認定とみなす。

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第四条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省・労働省令第一号)の一部を次のように改める。

別表中四十五の七の次に次の一号を加える。

四十五の八 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)に係る申請等 同法第十条第一項の

認定の申請及び第十五条第二項の報告

生活困窮者住居確保給付金支給申請書					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成	年	月	日	満( )歳
③電話番号				④性別	男・女
申立事項	⑤2年以内に離職したこと				
	離職時期				
	離職した事業所				
	⑥離職前に世帯の生計を主として維持していたこと				
	離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況				
	⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること (いずれか該当する方に記載)				
	(1)住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	(2)住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
	住居の家主等				
	喪失するおそれのある住居の家賃額				
	現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等				
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	
<small>※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。</small>					
<p>上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。</p> <p>私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。</p> <p>また、裏面の注意事項について、同意します。</p>					
都道府県等の長殿				申請者氏名	
				印	

様式第一号（裏面）

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第15条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第16条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

様式第二号（第二十条関係）

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

平成 年 月 日

都道府県知事（指定都市・中核市の長）殿

申請者 { 主たる事業所の所在地  
          名 称  
          代表者の姓・氏名 印

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 10 条第 1 項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ)		
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 ( )		
		電話番号		FAX番号
	法人の種類別		法人所轄庁	
代表者の氏名	(フリガナ)			
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名称	(フリガナ)		
	所在地及び連絡先	郵便番号 ( )		
		電話番号		FAX番号
	責任者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数			
	内容			
	就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名	(フリガナ)		

様式第三号（第二十五条関係）

<b>生活困窮者自立支援検査証</b>	
第 号	
写  真	官 職 又は職名
	氏 名
	生年月日
	生活困窮者自立支援法第十五条第三項に定める当該職員であることを証する。
平成 年 月 日 交付	
都 道 府 県 知 事	
市（区）町 村 長	
	印

（裏面）

<b>生活困窮者自立支援法（抄）</b>
（報告等）
第十五条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。
3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意
1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この検査証は、職名の異動が生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 68 ミリメートルとする。